



第8回

## 社会保険講座



中谷 知世

## 国民年金の目的

国民年金は全国民を対象とした年金制度です。国民全員が共同連帯して支え合う制度となっています。このため自営業者だけでなく、会社員や主婦なども制度の加入が義務付けられています。(会社員の方は厚生年金保険料を支払っていますが、国民年金から老齢や障害、死亡による給付を受けることができます。)

## ● 国民年金・厚生年金保険制度

厚生労働省ホームページより(<http://www.mhlw.go.jp/>)

※1 被用者年金一元化に伴い平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入

※2 第2号被保険者とは、被用者年金被保険者のことを言う

(第2号被保険者の他、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)

## 加入をしなければならない被保険者

## ● 第1号被保険者

- ① 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者  
※ただし、老齢を支給事由とする年金をもらっている方は対象外です。
- ② 第2号、第3号被保険者の要件に該当しない者

→ 自営業者や学生などが該当します。1人ひとりが保険料を納める必要があります。

## ● 第2号被保険者

- ① 厚生年金の被保険者である者

→ 会社員や公務員などが該当します。厚生年金の被保険者であると同時に国民年金の第2号被保険者にもなります。保険料は事業主との労使折半で半分負担する必要があります。

※65歳以上で老齢給付等の受給権(原則25年以上保険料を支払っている者)を有する者は第2被保険者には該当しません。

## ● 第3号被保険者

- ① 第2号被保険者の配偶者であって、第2号被保険者の収入により生計を維持される者
- ② 20歳以上60歳未満の者

→ 企業で働く会社員の妻などが該当します。「生計を維持されるもの」とは健康保険の被扶養者の認定の取り扱いと同じです。年収130万円未満等であることが勘案されます。また保険料については第3号被保険者の方自身で払う必要はありません。

## ! 注意!

「企業で勤める65歳以上である会社員の配偶者」は注意が必要です。

65歳以上で老齢給付等の受給権を有する者は第2号被保険者の適用除外となりますので、その配偶者も第3号被保険者でなくなります。(第2号被保険者の配偶者ではなくなる為)企業に就職し厚生年金の被保険者(第2号被保険者)にならない限りは、第1号被保険者に該当しご自身で保険料を納めなければなりません。

もし手続きが漏れていたりすると「第3号不整合期間」が生じます。(詳細につきましては人事・労務NEWSにて)